

国立大学法人和歌山大学教職員自己啓発等休業細則

制 定 平成20年 3月21日

法人和歌山大学規程第 723 号

(目的)

第1条 この細則は、国立大学法人和歌山大学教職員勤務時間及び休暇等規程（以下「勤務時間等規程」という。）第24条に基づき、教職員（国立大学法人教職員就業規則第1条第1項に規定する教職員をいい、国立大学法人和歌山大学における教職員の任期に関する規程により任用される教職員を除く。以下同じ。）に、自己啓発及び国際貢献活動（以下「自己啓発等」という。）の機会を提供するための自己啓発等休業の対象者、期間、承認請求手続等について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この細則において「大学等における修学」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学（当該大学に置かれる同法第91条に規定する専攻科及び同法第97条に規定する大学院を含む。）の課程（同法第104条第4項第2号の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）又はこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程に在学してその課程を履修することをいう。

2 この細則において「国際貢献活動」とは、次の各号に定めるものに参加することをいう。

(1) 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第3号に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。以下この項において同じ。）。

(2) 国際協力の促進に資する外国における奉仕活動のうち、教職員として参加することが適当であると認められるものであって、前号に掲げる奉仕活動に準ずるもの。

3 この細則において「自己啓発等休業」とは、教職員の自発的な大学等における修学又は国際貢献活動のための休業をいう。

(自己啓発等休業の対象者)

第3条 自己啓発等休業の対象者は、教職員としての在職期間が2年以上である教職員とする。

(自己啓発等休業の期間)

第4条 自己啓発等休業の期間は次の各号に定めるとおりとする。

(1) 大学等における修学のための休業にあつては2年（大学等における修学の成果をあげるために特に必要な場合で、学校教育法（昭和23年法律第26号）第97条に規定する大学院の課程（同法第104条第4項第2号の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）又はこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程であつて、その修業年限が2年を超え、3年を超えないものに在学してその課程を履修する場合は3年）を超えない範囲内の期間。

(2) 国際貢献活動のための休業にあつては3年を超えない範囲内の期間。

教職員自己啓発等休業細則

(自己啓発等休業の承認)

第5条 学長は、第3条に規定する教職員が前条に規定する自己啓発等休業の承認請求をした場合において、業務の運営に支障がないと認めるときは、当該請求をした教職員の勤務成績、当該請求に係る大学等における修学又は国際貢献活動の内容その他の事情を考慮した上で、自己啓発等休業をすることを承認することができる。

(自己啓発等休業の承認請求手続)

第6条 自己啓発等休業の承認請求は、自己啓発等休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該期間中の大学等における修学又は国際貢献活動の内容を明らかにして、別に定める自己啓発等休業承認請求書により、自己啓発等休業を始めようとする日の1月前までに行うものとする。

2 学長は、自己啓発等休業の承認請求をした教職員に対して、当該請求について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(自己啓発等休業の期間の延長)

第7条 自己啓発等休業をしている教職員は、当該自己啓発等休業を開始した日から引き続き自己啓発等休業をしようとする期間が第4条に規定する休業の期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、学長に対し、自己啓発等休業の期間の延長について承認請求をすることができる。

2 自己啓発等休業の期間の延長は1回に限るものとする。

3 第5条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の承認について準用する。

4 前条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長についての承認請求手続きについて準用する。

(自己啓発等休業の効果)

第8条 自己啓発等休業をしている教職員は、教職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

2 自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

(自己啓発等休業の承認の失効等)

第9条 自己啓発等休業の承認は、当該自己啓発等休業をしている教職員が休職又は停職の処分を受けた場合には、その効力を失う。

2 学長は、自己啓発等休業をしている教職員が当該自己啓発等休業の承認に係る大学等における修学又は国際貢献活動を取りやめたことその他次の各号に定める事由に該当すると認めるときは、当該自己啓発等休業の承認を取り消すものとする。

(1) 自己啓発等休業をしている教職員が、正当な理由なく、その者が在学している課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席していること又はその者が参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないこと。

(2) 自己啓発等休業をしている教職員が、その者が在学している課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席していること、その者が参加している奉仕活動の全部又は一部を行っていないことその他の事情により、当該教職員の承認請求に係る大学等における修学又は国際貢献活動に支障が生ずること。

(報告等)

第10条 自己啓発等休業をしている教職員は、学長から求められた場合のほか、次の各号

に掲げる場合には、当該教職員の承認請求に係る大学等における修学又は国際貢献活動の状況について学長に報告しなければならない。

- (1) 当該教職員が、その承認請求に係る大学等における修学又は国際貢献活動を取りやめた場合
- (2) 当該教職員が、その承認請求に係る大学等の在学している課程を休学し、停学にされ、若しくはその授業を欠席している場合又はその承認請求に係る国際貢献活動の全部若しくは一部を行っていない場合
- (3) 当該教職員の承認請求に係る大学等における修学又は国際貢献活動に支障が生じている場合

2 学長は、自己啓発等休業をしている教職員から前項の報告を求めるほか、当該教職員と定期的に連絡を取るにより、十分な意思疎通を図るものとする。

(職務復帰)

第11条 自己啓発等休業の期間が満了したとき又は自己啓発等休業の承認が取り消されたときは、当該自己啓発等休業に係る教職員は、職務に復帰するものとする。

(職務復帰後における給与の調整)

第12条 自己啓発等休業をした教職員が職務に復帰した場合におけるその者の号俸については、部内の他の教職員との権衡上必要と認められる範囲内において、当該自己啓発等休業の期間を大学等における修学（教職員としての職務に特に有用であると認められるものに限る。）又は国際貢献活動のためのものにあつては100分の100以下、それ以外のものにあつては100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日（国立大学法人和歌山大学教職員給与規程第12条第1項に規定する昇給日をいう。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

(実施規定)

第13条 この細則の実施のための手続きその他その執行について必要な事項は、この細則に定めるもののほか、国家公務員の自己啓発等休業の例による。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。